分讓共同住宅環境性能表示基準

平成18年 3月 1日 一部改正 平成21年12月10日 一部改正 令和 4年 8月16日

1 分譲共同住宅環境性能表示の表示基準

分譲共同住宅環境性能表示は、条例第127条の10第1項に規定する特定分譲共同住宅建築主及び条例第127条の13第1項に規定する特定外分譲共同住宅建築主が、川崎市建築物環境配慮指針(平成18年3月1日川崎市告示第69号)で定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法で得られる評価に基づき、別表に掲げる基準により行う。

- 2 分譲共同住宅環境性能表示の様式 別記様式のとおりとする。
- 3 分譲共同住宅環境性能表示の表示方法の基準
- (1) 分譲共同住宅環境性能表示は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。)第92条の10に規定する広告(以下「広告」という。)の見やすいところに1箇所以上表示すること。
- (2) 分譲共同住宅環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとすること。
- (3) 同一敷地内にある複数の分譲共同住宅を同一広告に掲載する場合は、分譲共同住宅ごとに分譲共同住宅環境性能表示を表示するものとし、分譲共同住宅と当該分譲共同住宅環境性能表示との対応関係が分かるように表示すること。ただし、同一の評価の分譲共同住宅が複数ある場合、同一の評価の分譲共同住宅については一つの分譲共同住宅環境性能表示によることができるものとする。
- (4) その他市長が別に定める基準による。

別表

別衣			
CASBEE川崎による建築物の総合的		分譲共同住宅環境性能表示	
な環境性能の評価結果		項目	表示方法
建築物の環境	Q-1 室内環境〔居住	居住性	CASBEE川崎の評価
品質・性能	性〕		結果におけるQ-1の評
			価点をレーダーチャート
			により表示すること。
	Q-2 サービス性能	機能性・耐用	CASBEE川崎の評価
	〔機能性・耐用性〕	性	結果におけるQ-2の評
			価点をレーダーチャート
			により表示すること。
	Q-3 室外環境(敷地	緑・まちなみ	CASBEE川崎の評価
	内) [緑・まちなみ]		結果におけるQ-3の評
			価点をレーダーチャート
			により表示すること。
建築物の環境	LR-1 エネルギー	省エネルギー	CASBEE川崎の評価
負荷低減性	〔省エネルギー〕		結果におけるLR-1の
			評価点をレーダーチャー
			トにより表示すること。
	LR-2 資源・マテリ	省資源・リサ	CASBEE川崎の評価
	アル〔省資源・リサイク	イクル	結果におけるLR-2の
	ル〕		評価点をレーダーチャー
			トにより表示すること。
	LR-3 敷地外環境	周辺への配慮	CASBEE川崎の評価
	[周辺への配慮]		結果におけるLR-3の
			評価点をレーダーチャー
			トにより表示すること。
建築物の環境	C (0.5>BEE)	総合評価	****
性能効率	$B^- (0.5 \le BEE < 1.0)$		****
	$B^+ (1.0 \le BEE < 1.5)$		****
	A $(1.5 \le BEE < 3.0)$		****
	S (3.0≦BEE)		****

備考 CASBEE川崎は、建築物環境配慮指針(平成18年3月1日川崎市告示第69号)で定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法として、一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センターによる建築総合環境性能評価システム (CASBEE)のうち、CASBEE-新築 (簡易版) に準じて別に定めるものをいう。

別記様式



寸法

分譲共同住宅環境性能表示の大きさは、書面による場合、縦37ミリメートル以上、 横60ミリメートル以上とすること。

色指定

_ 色有足		
カラーの場合(4色分解による色指定)	白黒の場合	
基本 (緑)	基本 (スミ 100%)	
(C:96%, M:4%, Y:100%, K:1%)	(C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)	
レーダーチャートスコア領域 (黄緑)	レーダーチャートスコア領域 (薄灰)	
(C:40%, M:4%, Y:96%, K:0%)	(C:0%, M:0%, Y:0%, K:20%)	
未得点星印 (薄灰)	未得点星印 (薄灰)	
(C:23%、M:16%、Y:13%、K:2%)	(C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%)	
黒文字	黒文字	
(C:0%, M:0%, Y:0%, K:100%)	(C:0%, M:0%, Y:0%, K:100%)	
白文字	白文字	
(C:0%, M:0%, Y:0%, K:0%)	(C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%)	

附則

この指針は、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年川崎市告示第638号)

この改正指針は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年川崎市告示第452号)

この改正指針は、令和4年8月16日から適用する。